

「デビットカード取引規定（個人のお客さま用）」の一部改定について

2020年4月1日より、次の通り「デビットカード取引規定（個人のお客さま用）」を一部改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

変更後	変更前
<p>第1章 デビットカード取引</p> <p>3.（デビットカード取引契約等）</p> <p><u>（1） 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立するものとします。</u></p> <p><u>（2） 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p><u>①当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p><u>②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p><u>（3） 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p>	<p>第1章 デビットカード取引</p> <p>3.（デビットカード取引契約等）</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）<u>が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託が</u> <u>されたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</u></p>

変更後	変更前
<p>第1章 デビットカード取引 7. (規定の変更)</p> <p style="text-align: center;"><削除し、別章に記載></p>	<p>第1章 デビットカード取引 7. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定(第2章キャッシュアウト取引および第3章公金納付を含みます。)は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、<u>当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
<p>第2章 キャッシュアウト取引 3. (COデビット取引契約等)</p> <p>(1) <u>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「COデビット取引契約」といいます。)が成立するものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項によりCOデビット取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</u></p> <p>① <u>当行に対する対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</u></p> <p>② <u>CO加盟店銀行、CO直接加盟店またはCO任意組合その他の機構所定の者(以下本条において「譲受人」といいます。)に対する、対価支払債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</u></p> <p>(3) <u>前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してCO加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の</u></p>	<p>第2章 キャッシュアウト取引 3. (COデビット取引契約等)</p> <p>前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、<u>端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「COデビット取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、<u>通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</u></u></p>

変更後	変更前
<p><u>無効・取消し・解除、対価支払債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、対価支払債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他対価支払債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</u></p>	
<p>第4章 規定の変更 1. 規定の変更 <u>(1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>第4章 規定の変更 1. 規定の変更</p> <p style="text-align: center;"><追加></p>

以上